

# 琉球大学学術リポジトリ

## 日米関係（沖縄返還）46

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43841">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43841</a>

報告書

有地 請求

報告書提出にあつて  
長久保

「沖繩国会」と称される今臨時国会は、沖繩返還協定および関連七法案の審議を開始されましたが、沖繩住民の対米請求権を放棄した日本国として当然配慮すべき賠償または補償に関する措置が、これら法案中に極めて不十分にしか採りあげられていないことは遺憾であります。

当会の過去数年にわたる調査および報告によつて政府をはじめ各方面の注意を喚起しましたように、米軍の存在に基づいて沖繩住民が蒙つてきた損害は広汎多岐にわたりその数額も莫大なものでありますが、これに対し米側が行つてきた賠償は極めて不完全且つ不十分なものであります。就中、その請求が「権利」として認められず、その支払が支配者による恩惠的給付としてなされるという制度が沖繩住民の大きな不満の原因となつておりました。沖繩住民は差別の裏返しに通ずる「恩惠」を求めているのではなく、権利を権利として認めるよう要求しているのであります。しかるに沖繩復帰関連七法案にはこの点に關する配慮は全く欠けております。「沖繩の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等に関する法律案」第三条は、「請求権」に關する唯一の条項であります。これは対象

を、いわゆる「講和前人身損害補償洩れ」分のみに限つたものであり、しかも従来米國が行つてきた恩惠的「見舞金方式」をそのまま踏襲するものであります。また、いわゆる「開発三法案」や「沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律案」の中には、沖繩住民の利益を圖る条項も見受けられますが、「請求権」の権利性を認める規定を欠如していることも明らかのように、法案全体を通じて恩惠的措置としての色彩が濃厚に見受けられます。沖繩の人々にとつて、「復帰」とは単なる日本の施政権の回復ではなく、人權の回復であること、經濟面における諸措置もさることながら、「権利」の確認こそ最も望まれていることを再思すべきであります。

本土においては、多少の問題にあつても、「地位協定」 第一八条、「日本國に駐留するアメリカ合衆國軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律」その他関係諸法令により一応の救済がなされておりますが、同じ時期に同種の損害が生じて、それが沖繩において生じた損害であるがゆえに本土並の救済を受けられないということは誰の眼から見ても不公平であります。しかもこれら諸法令の適用については、沖繩にある合衆國軍隊を「安保条約に基づき日本國にあるアメリカ合衆國軍隊」とみなす旨の簡単な特別措置などを

とることによつて、右の不公平は一応是正されるのであります。もちろん特別立法をしな  
ければ権利性を生じないという趣旨ではありませんが、賠償ないし補償の迅速円滑な実現  
を期するためには、右のべた措置を含む特別立法がのぞましいのであり、過去四半世紀  
を越える期間、沖繩において繰返された人権侵害の是正に国会および政府が一層真剣に取  
組まれるよう強く要望するものであります。  
なお、この請求権については、本来米國が第一次的責任をとるべき性質のものであります  
から、政府は復帰までの間にも米國側が最大限の義務履行をするよう折衝すべきである  
ことを付言いたします。

昭和四六年一月六日

日本弁護士連合会  
会長 渡部喜十郎

序 文

沖繩問題に関する報告書をここに三たび公けにする。

戦争の悲惨な体験は、本土住民にとつてこそ遠い記憶の底に埋れつつあるが、沖繩住民にとつては今なお鮮やかな記憶として脳裡に焼きついており、第二次大戦最後の激戦地としての惨憺たる被害はその物心両面にわたつて癒しがたい傷を残している。また戦後四半世紀を超える異民族の軍事優先支配の下で沖繩住民に加えられた大量且つ多様の損害については、過去二回の報告書および本書において詳述するとおりである。これらについて正当な補償をすることは、戦前を含む多年にわたり沖繩を犠牲としつづけてきた本土為政者の最少限度の義務であろう。

沖繩の空はあくまでも青く、沖繩の海もまたあくまでも碧い。しかし、この明媚な風光と対照的な暗さが、多年虐げられ今また復帰不安におののく沖繩社会の中にあることを忘れてはならない。

沖繩返還協定に関して、わが国の外交、防衛を論ずる者は多い。もちろんそれはわが国

の将来を左右するものとして全国民の重大関心事でなければならぬ。しかしそれと同時に沖繩住民の蒙つた人権侵害についての親身の配慮がなされなければ、われわれは、ともしれば本土の利益のみを基準として事を処してきた過去の過ちをまたも繰返すことになるのである。

この報告書が、ややもすれば「沖繩は終つた」と考えがちな多くの国民が、実質的にはなおほとんど未解決とも言える「沖繩問題」をあらためて見なおす一助となることを希望する。

日本弁護士連合会沖繩問題調査特別委員会

委員長 中 松 潤之助

沖繩報告書 (目次)

序章

はじめに

第一節 前回調査以後の一般情勢

- 一 米國アジア政策の変更と日本の政策
- 二 沖繩内部の情勢

第二節 日本弁護士連合会の調査

- 一 従来の経緯
- 二 今回の調査の目的
- 三 調査経過

総論

第一章 沖繩返還協定第四条

第一節 日米共同声明と沖繩返還協定

第二節 対米請求権の放棄

第一款 沖繩返還協定第四条第一項

第二款 国際法上の先例

第三節 米國負担条項

第一款 沖繩返還協定第四条第二項第三項

第二款 米國による支払の性質

第二章 沖繩住民の國に対する請求権の法的基礎

第一節 沖繩住民の対米請求権の存在と米國の損害賠償義務

第二節 対米請求権放棄の意味

第三節 國に対する請求権の法的基礎

第三章 請求権に対する抗弁とその批判

第一節 平和条約第一九条(a)項について

第一款 問題の所在

第二款 平和条約第一九条(a)項に関する諸見解

第三款 講和前補償の処理状況の概要

第四款 結 び

第二節 見舞金の法的性格

第一款 見舞金の種類

第二款 日本政府の見舞金

第三款 布令第六〇号による金員

第三節 外国人損害賠償法による支払及び請求却下

第一款 外国人損害賠償法による支払の性質

第二款 支払受領の効果

第三款 請求却下の効果

第四節 土地裁判所裁定の効力

第五節 消滅時効について

各 論

第一章 土地に関する損害

序 節 米軍による土地接收の経過と制度

第一節 接收にともなり通常損害

第一款 通常損害の実態

第二款 通常損害の補償要求と処理状況

第三款 今後の通損補償問題の課題

第二節 入会に関する損害

第一款 入会制限の実態

第二款 米国の補償責任

第三節 水利に関する損害

第一款 水利侵害の実態

第二款 米国の補償責任

第四節 滅失地・潰れ地となつたことによる損害

第一款 滅失地

第二款 潰れ地

第五節 軍用地料に関する問題

第一款 土地闘争以前

第二款 土地闘争以後

第六節 漁業に関する損害

第一款 沖繩の漁業環境

第二款 漁業侵害の実態

第三款 漁業侵害に対する補償の実状と問題点

第七節 復元補償請求権

第一款 軍用地の復元補償問題

第二款 沖繩返還協定第四条の問題点（復元補償関係）

第三款 その他の問題

第四款 復元補償請求権の実態

第二章 米軍人、軍属等の不法行為による人身損害

第一節 米軍人、軍属等の犯罪の状況

第二節 対日平和条約前の人身損害補償

第三節 対日平和条約後の被害と外国人損害賠償法による支払

第四節 沖繩返還協定第四条第二項

第三章 基地の存在に基づく損害

第一節 演習被害

第一款 演習被害の実態

第二款 演習のための土地の用いられ方

第二節 基地公害

第一款 序 説

第二款 基地公害の具体例

第三款 むすび

第三節 核および毒ガスその他の化学兵器による損害

第一款 核兵器

第二款 毒ガスその他の化学兵器による損害

第四節 補償の概観



第一款 補償の法令

第二款 補償の通観

第四章 その他の損害

第一節 住民の過大租税負担

第二節 渡航制限による損害

第三節 日本国の行為等による損害

第四節 戦争被害

終章

第一節 住民の声

第二節 「復帰」とは何か

第三節 むすび

はじめに（全文）

一九七一年（昭和四六年）六月一七日。この日、沖繩返還協定は調印され、日本政府は沖繩に関して生じた対米請求権を放棄した。巻末年表は最近二年間の沖繩関係主要事件を主として現地新聞記事によつて纏めたものであるが、その「沖繩」欄を通覧すれば明らかのように、沖繩における社会的事件の基調は、いぜんとして軍犯罪を筆頭に軍用地問題、演習被害、基地公害、毒ガス、核そして軍労働者の一方的大量解雇といった基地をめぐる人権侵害で織りなされている。一ヶ月間に米兵による強盗十六件（二十数人の集団強盗、機関銃強盗もある）、強姦六件（殺人を伴うもの、夜間屋内に侵入したもの、職務中の憲兵によるもの等もある）、これは何年か前の話ではなく、施政権返還を目前にひかえた本年五月のできごとである。民政府土地裁判所における請求認容（軍用地料増額）二件、これは一ヶ月間の統計ではなく、土地裁判所発

足以来今日まで十二年間の総数である。このような或いはこれ以上の状況がこれまでに四半世紀を超える期間続いてきたのであり、それらに対する賠償もまた名ばかりであった。つた。

このような人権侵害を将来に向つて根絶するとともに過去において沖繩住民が蒙つた損害の充分な補償をすることは「沖繩復帰対策」の中でもとりわけ重要な一つの柱でなければならない。

日本弁護士連合会は、一九六七年、一九六九年両度の報告書において沖繩における各種人権侵害の賠償が被害者の「権利」として認められず、支配者の恣意的「恩恵」としてなされてきた不当性を一貫して強調しているのであるが、遺憾ながら、なお関係当局の充分な認識を得ているとはいえない。それゆえあらためてここに「沖繩住民の請求権」に対象を絞つた現地調査の結果を報告し、損害の実態と賠償請求権の法的根拠を明らかにしたいと思う。

第一節 前回調査以後の一般情勢

一 米國アジア政策の変更と日本の政策

一九六九年のグアムドクトリンはこれまでの米国のアジア政策を変更して、アジア諸国の自主的防衛努力を期待しドル防衛のための海外基地支払削減をはかっているが、これに協力する日本の政策は沖繩返還協定における請求権放棄にもつながっている。

また基地整備努力にくらべて請求権補償対策が出遅れている。

#### 二 沖繩内部の情勢

琉球政府、住民運動とも最近に至り、請求権を「権利」として認め、国において補償するよう強く要望している。

#### 第二節 日本弁護士連合会の調査

##### 一 従来 of 経緯

昭和二九年―三六年の前期と昭和四一年以後の後期について概説

##### 二 今回の調査の目的

各種人権侵害による損害の実態に関し従来 of 調査結果を補充し、併せて損害賠償請求権の法的根拠を明確にする。

#### 三 調査経過―調査項目および調査先

##### 論第一章 沖繩返還協定第四条

##### 第一節 日米共同声明と沖繩返還協定

日米共同声明はグアムドクトリンによつて変更された米国アジア政策と日本の協力に関する合意が主眼であり、沖繩返還はその一環である。したがつて協定は「日米共同声明の基礎の上に」(前文)その枠内で締結されたものであり、その中心点は「基地確保」と「防衛責務分担」と「ドル防衛協力」にある。第四条は資産買取に関する第六条、第七条と共にドル防衛協力に関する条項であり、平和条約一九条のよるな敗戦国の立場で締結されたものとは異なる。

##### 第二節 対米請求権の放棄

##### 第一款 沖繩返還協定第四条第二項

本項は対米請求権放棄の原則を定めたものであり、ここにいう「国民の請求権を放棄する」という意味については、それが実体的請求権の放棄なのか外交的保護措置をしないという約束にとどまるか、平和条約一九条(2)項と同様見解が分れ

る。平和条約一九条の解釈としては判例、学説は両説に分れており、政府見解は当初外務省が前説、大蔵省が後説であつたが、最近の後説に統一されている。もつとも権利者たる国民の立場からみれば、後説も事実上権利行使を不可能にするものであつて、結果的には前説と選ぶところはない。

## 第二款 国際法上の先例

- 一 一方的放棄と補償とを定めているもの  
イタリア、ブルガリア、ルーマニア、ハンガリー各平和条約、オーストリア国家条約、ボン条約
- 二 一方的放棄のみを定めているもの  
フィンランド、日本の各平和条約、奄美、小笠原各返還協定
- 三 請求権問題を後日に留保したもの  
日華平和条約、米比基本条約
- 四 相互放棄したもの  
日ソ共同宣言

8

五 他国の軍隊の駐留を認めていた地域が撤兵または返還される場合としては、第一次大戦後のラインランド保障占領終了時および第二次大戦後の仏伊間の割譲領土の返還条約があるが、請求権放棄条項はない。

## 第三節 米国負担条項

### 第一款 沖繩返還協定第四条第二項第三項

本項は復帰後も米国が支払をなすべきケースを定めたものである。

### 第二款 米国による支払の性質

本項による支払は復帰前と同様「恩恵」的支払方式をとつており、日本国による補償が確保されなければ、かえつて不利益となるおそれがある。

## 第二章 沖繩住民の国に対する請求権の法的基礎

### 第一節 沖繩住民の対米請求権の存在と米国の損害賠償義務

戦後三六年にわたるアメリカの沖繩統治期間中、沖繩県民は、米軍による不法な土地接収や、米軍人、軍属の犯罪等によつて、莫大を損害を蒙り、かつ現在もなお蒙り続けている。

右米軍および米軍人等が沖縄県民に与えた損害は、講和発効の前後を問わず、国際法や統治者としての固有の責任に照してアメリカが全責任を負うべきものである。しかし、アメリカは右損害のうち、ある部分については恩恵的支払をしてきたが、極めて不完全かつ不十分なものであつたので、軍用地の復元補償、人身、財産の損害賠償等々数千ドルを超える膨大な対米請求権が現に存在している。これらの請求権は、きたるべき施政権の返還に際し、国際法の原則である「原状回復の原則」によつて米國が清算すべき義務を負つていゝものである。

#### 第二節 対米請求権放棄の意味

沖縄返還協定は沖縄県民の対米請求権を原則として放棄すると規定しているので放棄の意味が一応問題となる。しかし、いづれにしても、右条項が発効すれば沖縄県民の対米請求権の実現は不可能ないし極めて困難になり、沖縄県民は政府の行為によつて右請求権を失つたと同じ結果になる。

#### 第三節 国に対する請求権の法的基礎

そこにかゝる協定を締結した政府、国の責任が問題となるが、この点については、

(1) 政府の行為は、国の国民保護義務を怠り、放棄すべきでない対米請求権を放棄したものであるから違法であり、したがつて国は憲法第一七条の趣旨にしたがつて沖縄県民の蒙つた損害を賠償する義務があると考へ方と、(2) 政府による対米請求権の放棄は、憲法第二九条第三項に該当するか、または右規定を類推適用されて然るべきものであるから、国は右条項の趣旨にしたがつて正当な補償を為すべき義務があると考へ方がある。

いづれにしても、国には、政府が対米請求権を放棄することによつて沖縄県民が蒙つた損害を賠償又は補償する法的責任があると考へる。だが本問題の特異性からいろいろな意見の存在が考へられるので、政府は、沖縄県民の請求権を保障する特別の立法措置を講じ、もつて長期間異民族の支配に苦しんできた沖縄県民の権利保護に万全を期すべきである。なお、本問題の特異性から、国家賠償又は国家補償が認められないという見解にたつて考へてみても、特別立法によつてこれを保障すべきであることには変りはない。

#### 第三章 請求権に対する抗弁とその批判

## 第一節 平和条約第一九条(a)項について

### 第一款 問題の所在

復元補償をはじめ沖縄県民の請求権の多くは、講和前にかかわるものであるが、講和発効までの各種の損害に対する請求権は、平和条約一九条(a)によつてすべて放棄されたものかどうかは沖縄全住民にとつて重大関心事である。

### 第二款 平和条約第一九条(a)項に関する諸見解

(1)アメリカ側の見解は、一貫して、沖縄住民の請求権も一九条(a)によつて放棄されたものである。従つて、米国公法八九一二九六号によるいわゆる講和前補償は、恩恵の見舞金にすぎないとする。(2)日本政府の見解は現在は米側と同一である。しかし、以前には必ずしもそうでなく、放棄されていないという趣旨を表明していた(五六・七・一二衆院、下田条約局長、五七年大蔵省見解など)。(3)沖縄側の見解は、講和前補償問題のさい沖縄側代理人(弁護士ヘンディングンガ氏)の請願書に主張せられたとおりである。

### 第三款 講和前補償の処理状況の概要

講和前補償の法的責任はないとして、沖縄側の要求を拒否しつづけた米側は、要求運動のもり上りや代理人、米国議員などの活動により、従来の態度を変え、五九年ブース声明・六一年キャラウェイ声明を経て、この種補償を審議する委員会がつくられ、五年以来二〇万余の請求者に対する補償は、六五年一〇月支払権限法公布により一応の実を結んだ。実際に支払が開始されたのは六七年二月である。二二項目にわたる損害別に査定され、日本政府からの見舞金一〇億円と市町村補償分九六万ドルが控除され、結局総計一七、七二八、一一八ドル七三セントが支払われた。

### 第四款 結び

平和条約一九条(a)は沖縄には及ばず、無関係である。それは①本土政府は沖縄の統治権を奪われていたので県民の請求権を処分する権限がない。②条約の他の条文と区別して一九条のみ沖縄を含める理由はない。③奄美返還協定でこれと同一の規定あるは、奄美、沖縄等には一九条は適用がないからである。④県民の損害内容を把握できない政府にはその請求権を放棄することはできない。⑤県民は

平和条約締結時、主権者として国政に参加できなかつたし、反対していたので、その県民の請求権を放棄することは許されない。すなわち、一九条(2)によつて、県民の講和前の請求権は放棄されていないから、補償もれについても、米側は、支払責任を免れない。

## 第二節 見舞金の法的性格

### 第一款 見舞金の種類

ここで見舞金とは、法令上支払義務がある訳ではないが、支出される金員を指す。しかし法令上定められていても、内容が多分に恩惠的で単に政策的なものは、実質的には見舞金の性格をもつ。

この意味の見舞金として沖繩では、(イ)一九五七年の日本政府からの一〇億円、(ロ)布令第二〇号「賃借権の取得について」による金員、(ハ)布令第六〇号「琉球人の講和前補償請求の支払について」による金員、(ニ)外国人損害賠償法による金員、などが考えられる。

(イ)は法令によらず、(ロ)(ハ)は法令にはよるが、のちにみるように、金額の制約、

金額決定機関と加害者の親近性、不服申立手段の欠如などがあり、支払は恩惠的であつて、県民の請求権を権利として正しくとらえたものではない。支払は本来の支払義務の一部の履行にすぎない。

沖繩県民の請求権問題を見舞金の形で処理するのは、県民の損害をあいまいにし、請求権の権利性をおおいかくすことに外ならない。

(ロ)(ハ)は別にふれるので本節では(イ)を扱う。

### 第二款 日本政府の見舞金

講和前の軍用地接収による損害について県民の根強い補償要求で、日本政府が支出したもので見舞金の典型といえる。しかし、将来米国から補償をうけたら一〇億円分は国庫に返還又は帰属せしめることとされ、日本政府の最終負担が予定されていない点で、立替にすぎず、見舞金にすぎない面がある。

### 第三款 布令六〇号による支払金員

講和前の損害で一九六一年六月三〇日までに補償請求のあつたものにつき、合計二二〇〇万ドル限度で支払を認めためたもので、支払の、恩惠性は布令自身も指摘

する。第二款の一〇億円に相当する金額は控除して支払が実施された。

### 第三節 外国人損害賠償法による支払の受領及び請求却下

#### 第一款 外国人損害賠償法による支払の性質

外賠法による支払は事件を早く解決することによつて「親善関係を維持促進するため」なされるもので被害者の損害の回復の権利を認められたものではない（同法(a)項）恩恵的なものであり、同法の構成上も軍担当者に一万五千ドルの支払いの権限を与える形をとつてゐる。住民が賠償を受けるのはこの反射的效果であるにすぎない。

米軍担当官は加害者側でありながら最終的裁量権をもち、被害者はこの決定を事実上も裁判上も争えない。したがつてこの支払は加害者による「見舞金」の支払以上の意味をもたない。

#### 第二款 支払受領の効果

したがつて支払を受領しても一部弁済とはなつても完済にはならぬ。しかるに外賠法(e)項、請求書、受領書にはこの支払を受けることにより最終的に解決する

旨の記載がある。しかし米国は施政権者としてこのよりな被害につき、「裁判を受ける権利」（世界人権宣言八条）を保障していないでこのよりな解決を住民に押しつけたのであるから対米権求権を消滅させることができない。

#### 第三款 請求却下の効果

却下されても加害者側の一方的な判断による支払拒絶以上の意味をもちえず、請求権の消長には影響がない。

#### 第四節 土地裁判所裁定の効力

沖繩では、土地収用そのものを争う制度はない。補償条件についてのみ、土地裁判所に訴願が許されている。軍用地料の増額を要求する訴願は、多数（九五リスト・二、九〇八件）出されているが、わずか二リスト・九九件についてしか、訂正が認められていない。土地裁判所の判事は、米民政府の民事部長がなつており、裁定の基準も示されていないので、米軍の行政機関の一部にすぎず、運営の実態からすれば、飾窓的存在である。土地裁判所の裁定は、司法審査を経た決定といいがたく訴願が排斥されても、すでに発生した沖繩住民の対米請求権は消滅しない。



#### 第五節 消滅時効について

対米請求権はその権利の性格上國家の外交的保護措置の裏づけのもとで実現可能性あるものであり、当該権利者の権利行使の懈怠を問題とする消滅時効制度そのものが果して適用しうるのかどうか極めて疑わしい。

右の点をさておくとしても、消滅時効制度は請求権の國家的保護あるいはその強制的実現としての裁判制度をその前提的基礎としているものであるが、沖繩の場合、米合衆国政府又はその機関に対する裁判の途は制度的に保障されておらず（大統領行政命令十節七項）、対米請求権の裁判による強制的実現の方法がない。したがって、施政権の返還によつて裁判による権利保護が制度的に保障されるに至るまでの間は、そもそも消滅時効制度を適用しうる余地がない。

なお、外国人賠償法は、「請求権発生後二ヶ年以内に請求がなされる場合」に限つて、損害賠償を支払う旨定めているが、すでに別のところで述べられているように、同法の性格は、恩惠的支払を定めているにすぎないのであるから、右規定の性格もまた、法的請求権の期間制限としての消滅時効の時間を定めたものと解するわけに

はつかない。

論第一章 土地に関する損害

序 節 米軍による土地接収の経過と制度

現在、軍用地となつてゐる土地の主要なものは、占領直後に住民を収容所に強制収容してゐた間に基地として囲い込んだものと、講和以後基地の恒久化政策のもとに接収してゐたものである。ポツダム宣言及び戦時国際法に於ては、接収の量と方法について、重大な疑問がある。その問題を別にしても、当初、使用料を弁償しなかつたのは、違法であつた。

現在軍用地の大部分は、琉球政府が所有者から借り受け、米政府に一括転貸してゐるが、契約書作成の過程で交渉の余地はなく、琉球政府の性格からみて、日米地位協定の上の賃貸借と同一にみるわけにはいかない。

第一節 接収にともなう通常損害に関する請求権はじめに

軍用地接収から発生する諸損害は、戦後沖縄の不幸を端的に示すものであるが、その中で、通常損害は広範囲に存在するに拘らず実態の把握の困難、態様の複雑、

米軍の補償拒否のため、ほとんど未解決のまま放置された分野である。その内容は、残地、隣接財産、離作、地上物件、その他、の各損害とこれに対する補償問題である。

第一款 通常損害の実態

残地問題ではとくに軍用道路沿いに、接収のために寸断された私有地が無数にあり、地形、面積の上から土地として使用価値を失つた中城村、浦添市の具体例をあげ、隣接財産問題では浦添、嘉手納、和宇慶における軍用地近傍土地の侵水被害、石川市ナイキ基地からの赤土流入による水田の被害などの例をあげ、離作問題では、米側が従来、この種損失に対する補償を全く考えていなかつたことから実態の把握がきわめて困難である。最近の琉球政府による調査の読谷村離作農民の例をあげる。その他の通常損害については、接収地内の建物、井戸、墓、立木などの物件の損壊又は除去による補償は、講和前補償で一応解決をみたが、多数の補償漏れがあると認められ、今後の課題である。講和後の分は布令二〇号によりされることになつてゐるが、損壊、撤去されることなく基地内に残存する物件も事実上使用収益不能であるから、何らかの補償が必要である。特殊な損害として、一号線と平行して架設

された高圧電線とその敷地（軍用地）から発生する諸種の被害、那覇から嘉手納までのパイプライン（軍用地）による市町村のうける損害を注目する必要がある。

### 第二款 通常損害の補償要求と処理状況

講和前補償で一応解決したものの、請求洩れについて再要求の動きが出ており今後の調査と研究が必要である。講和後の補償はきわめて不十分であり、離作、隣接など全くなされず未解決。

### 第三款 今後の通損補償問題の課題

復帰迄は、講和前補償にとられず全面的損失補償を米側に求める。復帰後は本土政府の責任で補償措置をとるべきである。

### 第二節 入会に関する損害

従来、入会慣行のあつた山林野が米軍の演習場として接收され、当該山林野への立入が制限又は禁止されたため薪炭等の採取が困難になり、被害を受けている実状がある（例えば、国頭村安田部落）。これらの入会制限に伴う損害については、講和前後を問わず、これまで一切補償はなされていない。

安田部落の例は旧国有林への入会慣行があつた場合であるが、国有地についても入会権が成立することは今日では学説上は通説であり、戦後の判例も認めている。しかし、補償論理からすれば、必ずしも厳密な意味で入会権の有無を云々しなくとも、入会慣行上の利益が承認されれば、米国は補償責任を負うべきものと考えられる。

### 第三節 水利に関する損害

米軍は沖縄占領後、基地を中心に飲料水その他の用水確保のため、従来住民が使用していた湧水等の水源を管理してきた。また、米軍の基地建設のため従来の河川、池等の水源が破壊されて水が涸渇する事態が生じ、水稻耕作をはじめ農業にも甚大な損害をもたらしてきた。これらの損害については、多くは未補償のままであり、また補償がなされたものでも、その内容は不十分なものである。

河川、湧水等の水を慣行的に専用する利益が財産的権利として法的保護の対象となることはいうまでもなく、これら水利利用を妨げられたことによる損害について米国が補償責任を負うべきことは当然である。

#### 第四節 滅失地・潰れ地となつたことによる損害

##### 第一款 滅失地

滅失地は、米軍の堀削工事により、あるいはその跡を放置したことによつて浸食され、埋没その他滅失してしまつた土地である。米軍は、立入測量を許さないで、その実数は不明である。現在、軍用地料が支払われているが、沖繩協定発効にあつては、復元または正当な補償がなされるべきである。

##### 第二款 潰れ地

米軍が、土地所有者に無断で道路を新設、または拡張したもののうち、現在琉球政府道、市町村道、河川敷、その他の道路となつている土地である。沖繩の公団体では財政上の問題があつて、未補償のものが多数ある。米國は、自ら工事し、使用した分について負担をすべきである。

#### 第五節 軍用地料に関する問題

##### 第一款 土地闘争以前

一 一九五〇年七月一日から五二年四月二七日までの使用についての補償

米國は、講和条約以前の土地使用について、始め補償義務を認めなかつたが、のちに国際法上の義務を認めた。しかし、対日講和条約一九五〇年によつて、沖繩についても住民の請求権は消滅したという立場をとつている。講和後にそなえて、布令九一号「契約権」以下によつて、所有者の拒否する賃借契約の成立を擬制し、一方的にきめた地料を琉球政府に供託した。この額は低く、土地闘争の一因になつたが、この額の支払をもつて、この間の補償義務のすべてをはたしたとはいえない。

二 一九五〇年六月三〇日以前の使用についての補償

いわゆる講和前補償は、米國にすれば恩恵的支払であるが、講和条約一九五〇年は、沖繩に適用はなく、沖繩県民の地料請求権は、この間も講和前補償で支払われた額以上の分については残つてゐる。

##### 第二款 土地闘争以後

現在の軍用地料は、民間の借地料とも、琉球政府立法院の制定した「土地借賃安定法」によつてゐる。これにもとづく軍用地料の額も、制度上米軍の承認を

うければならず、事実上の運営においても、その指導によるものである。

「土地借賃安定法」による軍用地料は、民間借地にくらべて著しく低額であり、その支払をもつて、その間の米国の土地使用にもなる補償義務のすべてを消滅させない。適正額との差額について、沖縄の土地所有者の請求権は残っている。

#### 第六節 漁業に関する損害

米国が沖縄の漁業にもたらした被害は著しいものがある。沖縄本島を中心にして戦前からの有力な漁場（戦前日本政府から漁業権取得）が米軍の演習地域に指定されたため漁場への立入が制限。禁止されて操業不能となつたり、また演習による漁礁の破壊等により漁場が荒廃、漁獲量の減少をもたらしている。また、軍棧橋架設工事に伴う漁業の制限や米軍艦船からの廃油の流出等々その被害はさまざまを形であらわれている。また、原子力潜水艦入港に伴うコバルト汚染に起因して一時鮮魚取引が敬遠されるという事態まで生じた。

このような漁業に関する損害については、講和前のものについては一応の補償がなされたが、講和後生じている損害については、殆んど未補償である。とくに、被害

が重大で、また長期にわたつて継続している演習地域での操業制限。禁止に伴う損害については、一六の漁業協同組合から補償請求がなされているが（土地裁判所（訴願係属）、未だ支払がない。

#### 第七節 復元補償請求権

一 他人の土地を占有・使用する者は、これに形質変更を加えた場合、その占有使用が権限に基くものであるか否かにかかわらず、右土地の返還に際しては、これを現状に復するか、現状回復に要する費用を補償する義務（復元補償義務）を負う。したがつて米国は、米軍が沖縄県民から畑や宅地を取りあげてそこに軍事施設等を作り、形質変更した軍用地を地主に解放（返還）するに際しては、これを元の状態に復元するか、それに代る復元補償をなす義務がある。しかるに米国は、これまでに解放した土地については、その一部についてのみ、「講和前損失補償」（布令六〇号）の一環として或いは布令二〇号に基いて一応の復元補償をなしてきたが、その大半の部分については、平和条約一九条をたてに補償責任を否認し、復元補償を拒否し続けているので大きな問題になつ

ている。また、復帰後、米軍の継続使用が予定されている大部分の軍用地については、将来解放される時点での復元補償の責任所在が問題となる。

二 沖繩返還協定で日本政府は、すべての対米請求権を原則として放棄し、例外的に①一九五〇年七月一日前に形質変更され、一九六一年七月一日以降復帰の日の前日までに解放された土地について、米国が「自発的支払をすること」および②一九五〇年七月一日以後形質変更され、復帰の前日までに解放された土地のうち未解決のものについて米国が引続き布令二〇号によつて措置することが取り決められた。その結果、対米復元補償請求権のうち、(イ)布令六〇号の補償もれ、および(ロ)軍用地の大部分を占める復帰後解放される土地についての復元補償は米国による履行の実現が事実上不可能になつたので、右放棄された請求権の今後の取り扱いをどうすべきかが一つの大きな問題となる。また(ハ)米国が負担すべきものとされた前記①②の請求権についても、それが見舞金的性格で貫かれ、これを権利として保障する建前になつていないので問題がある。

三 これらの点についてわれわれはつぎのように考える。

① 沖繩返還協定で放棄された対米請求権は、本来は米国がその責任において復帰以前に自ら支払を完了して解決すべきである。しかし、それが実現できない場合には、右協定を締結した政府、国が責任をもつて適切な措置を講ずべきである。復帰後解放される土地の復元補償についても、政府にそれを為す義務があると考えられるので、その旨明確にすべきである。

② 米国負担条項にかかる請求権については、今後とも従前通りの方法で支払が為されることになつているので一見すると問題がないように見える。しかし、この方法によつては十分な権利の救済は期待できない。何故なら、例えばこれまでの布令二〇号の取扱いの実際は補償額において請求額の五ないし一五パーセントと極めて低く、その手続において、米軍担当者が査定基準も公表しないで一方的に行い、かつ不服申立も事実上禁じられている等、権利を権利として保障していないからである。したがつて、これらの請求権については米国が、これを権利として認めたらうと、責任をもつて全損害を完全に補償すべきであり、不服申立の方法も実質的に保障されるべきである。政府としては、あく

までこれらの権利が完全に実現されるより最善を尽すべきであり、どうしてもそれができない場合には、米国によつて補償された部分を除く部分について、国の責任において適切な補償措置を講ずべきである。

四 一九七〇年九月一〇日現在、対米復元補償請求権のうち未補償（請求中のおよび請求が却下されたものを含む）になつている額は琉球政府の調査によれば、西原飛行場等の復元補償等特殊なものおよび請求未済のもの等を除いてもゆうに一、〇〇〇万ドルを超える。なお、この外に、解放された土地で復元補償がなされるまでの間の使用不能による損失補償の問題等がある。

## 第二章 米軍人・軍属等の不法行為による人身損害

### 第一節 米軍人・軍属等の犯罪の状況

米軍人等の犯罪の状況は前回までの報告に述べた点から基本的な変化はなく、多発し、凶悪犯は増し、検挙率は下つている。これに対する民警察側の逮捕・捜査権、民側裁判権は保障されない。この為住民の憤激をかう事件が多発し、ついにコザ事件等の危機的状況に達している。このことは住民の人権擁護上ただちに考慮を要す

る事態である。

### 第二節 対日平和条約前の人身損害補償

講和前補償についての支払はなされたが、そのやり方は住民に対して権利を認めぬ恩恵的支払であり、損害の算定も一律補償で低額であつた。しかも請求手続期間を極めて短期間にするなど請求もれがでるようなやり方をとつたので、現在未補償者の問題が生じている。既に講和後二〇年経ているので証拠関係にも困難がある。

### 第三節 対日平和条約後の被害と外国人損害賠償法による支払

講和後の問題は外賠法で処理されたが、その支払は請求の二割に止まり、未請求も多いと思われる根拠がある。隘路は加害者を特定することを要求されているにもかかわらず、民側に逮捕捜査権等がない為検挙率低く請求できぬこと、外賠法が軍人、軍属等の家族の行為を含まぬこと、一万五千ドル以上の請求は連邦議会の議決を要するため實際上、この壁をこえられぬこと等である。したがつて支払を受領したとして、その余の請求を放棄したものとみなすべきでない。

### 第四節 返還協定第四条二項

外賠法にもとづく請求は施政権返還後も残るが、そのために請求者が権利の行使を制限される点については日本政府が考慮することを要する。

### 第三章 基地の存在に基づく損害

#### 第一節 演習被害

沖縄の各地で、種々の演習から、人的・物的被害がみられる。落下演習では、読谷村、伊江村の死亡事故があるが、一軒で前後六回の落下・降下被害を受けた側もある。流弾によつても人身事故あり、民家破壊あり、山火事もある。静かな市の民家近くで爆破訓練が深夜に行われる。不発弾の爆発による死亡、家屋破損、上陸訓練による畑の農作物被害もある。海上救助訓練のため流される薬で従来漁場では魚がとれず、漁民は遠くまで行かねばならず、転業者も出た。B 52墜落事故に象徴されるような、各種飛行機の墜落に伴う被害もまた深刻である。精神的損害ははかり知れない。

これらの被害への補償は、なされていないものもすくなくない。小さい被害については、復旧に来るといつても遂に来ず、放置される。また、補償請求に対しては、後にのべるように、審査の方法も明らかでなく、補償は十分とはいえない。恐怖、不安などの精神的損害に対しては、取りあげられない。

演習は、県民の反対によつて延期されることもあるが、結局は行われている。対象土地水域は、軍用地内はもとより、軍用地以外にも、場合によつては民家のある部落内でも行われる。その手続も、軍用地外で無通告のこともすくなく、村との交渉のみで地主との交渉はない。

#### 第二節 基地公害

基地で沈むとさえいわれる沖縄でその周辺に居住する住民はさまざまな被害をうけている。その最たるものは騒音のもたらす生活妨害であつて、たえ間なく離着陸する各種軍用機の発する一〇〇ホーンを超える爆音、駐機場でのエンジン調整音のもたらすたえ間ない騒音は不眠症、ノイローゼ、難聴、高血圧疾患等をもたらし、又学校教育の面においても児童の学習時間の中断（防音装置つきの教室内でも七五ホーンの爆音）により実質二割近い授業がうばわれている。

基地内の航空用燃料等の油送管の破烈等により大量の油が地下に浸透して（いわ



ゆる「もえる井戸」基地周辺の井戸水を汚染し使用不可能にしている。自主水源池の少ない沖縄におけるこうした井戸水汚染のもたらす被害は、今夏の如き干ばつにおいて顕著である。さらに大量の油が地下で引火して爆発しはしないかとの不安が住民の安眠を妨げている。

さらに嘉手納基地のK〇一三五空中給油機の排気ガスにより自宅でテレビをみていた老女が顔をあおられ顔面皮膚炎症を起こしたが、米軍は因果関係がないという理由で請求を却下した。

また原子力潜水艦の度重なる入港によつて海水がコバルト六〇により汚染され、漁業の収入減、海水浴場の汚染による使用不能という事態をひきおこしている。

特に今夏の干ばつで顕著になつたのは米軍による沖縄の水の支配の問題である。主要な水源を独占し米軍管理下の水道公社より水をわけてもらつており、自主的水源池をほとんどもない県民は二日のうちわずか一八時間しか給水されないという事態においこまれた。

以上のべたように基地の存在は県民の現状にはかりしれない打撃を与えている

が、その補償たるや全く微々たるもので、県民は苦痛を強制されて二六年間を過ごしたといつても過言ではない。

### 第三節 核および毒ガスその他の化学兵器による損害

沖縄に核兵器が存在することは公知の事実である。その数量は数百個とも、一〇〇〇個ともいわれている。B五二の墜落事故が貯蔵庫と目されている知花弾薬庫のすぐ近くで起きた。核の中で生活している県民は、核戦争の危険と同じ危険にさらされ続けており、その不安、恐怖ははかり知れないものがあるといわねばならない。毒ガスの次には核の撤去を、という声はその切実な叫びである。

沖縄の毒ガスをジョンストン島へ移送する。これは県民の要求でもあつた。しかしここには住民の居住地域四・四キロメートルを通過することから起りうる事故についての配慮が全く欠けていた。

当初オレゴン州のユマチラに運び入れる予定であつたのが、通過地点のワシントン、オレゴン州民の反対、上院での反対決議によつてつぶされた際オレゴン大学のヒツベル教授の見解では通過地点より最小二〇マイル(三三キロメートル)以内の

住民を事前に避難させることが必要とのことであつた。しかし米軍は、沖縄において毒ガス移送をレッドハット作戦と称して軍事行動の一環として位置づけているから安全対策で処理しており事前避難の必要は全くないとして、避難にもなう一切の補償はしないというかたくなな態度を一貫して崩そうとしない。やむなく住民はほこ先を琉球政府に向けたものの、琉球政府は三〇〇メートル以内の住民で万一事故が発生したとき機敏に行動できない幼児、老人、病人などについてのみ事前避難をみとめるが他はみとめないという態度である。移送中の再三の事故、致死性の強い神経ガスを含む移送に、沿道数千にのぼる住民は、万が一にも死にたくないの自主避難の毎日をくり返している。このため仕事も手につかず農産物の減収営業損失などかなりの額にのぼっている。被害住民はその最低限の補償要求として約五六万ドルを琉球政府に請求しているが、予算がなく日本政府に依存する予定であるものの、いついくら支払われるかにつき見通しは立っていない。黙つて毒ガスをもちこみ移送につき何の補償もしない米軍に怒りが集中している。

#### 第四節 補償の概観

講和前は、演習被害、基地公害等の補償については法令がなかつた。外国人損害賠償法も運用されていない。

講和後は、外国人損害賠償法によつて処理することとされ、講和前の損害については布令第六〇号が一九六七年になつて出された。

布令六〇号は、支払対象となる請求が、時期、請求主体その他の面で制約があり、実際は、一九六一年六月三〇日までの請求につき二二〇〇万ドルを限度として、その中から一九五七年日本政府から支払われた二〇億円ならびに市町村に対する九六万ドルを差引いて支払が実施された。したがつて補償もれの問題を生じている。

賠償法の内容は前の報告書でふれているので詳細はそれに譲る。演習被害、基地公害は、同法と各軍の規則にいう、軍隊によつて生じ又は軍隊の非戦闘活動に附随して生じた損害になり、同法によつて補償されることとなる。しかし、審査者が軍の将校に成る委員会であり、一定額以上は議会の承認が必要とされ、不服申立方法がないなど、極めて不十分なものである。

補償の状況を通観すると、まず布令六〇号関係では未補償のものが多し。

賠償法関係では、請求は被害者から、公共団体を通じ又は直接に、各軍の賠償委員会に対してなされる。審査の原理は明らかになれない。しかし、処理例を通してみると、因果関係の認定はきびしく、片付けたり復旧したりして、たまたま調査者が来たときに損害の形がのこっていないと損害は証明できなかつたとされ、精神的損害は取りあげられず、損害額は単純に半分にしたり、請求額の一割以下だつたりする。また請求額を提示額に修正させられることもある。支払にさいしては、全額弁済され最終解決として受領する旨の書面と引換えて、これがないと支払われな

#### 第四章 その他の損害

こゝに述べる損害には必ずしも司法的救済になじまないものがあるが、沖縄なるがゆえにあるいは沖縄で特に顕著にあらわれている損害であるから、簡単に触れる。

##### 第一節 住民の過大租税負担

県有地の無償使用や県有地を他に賃貸して賃料を米民政府の収入にされていること、裁判所その他の国政担当事務をも負担していること、広大な軍用地が固定資産税の非課税扱いとなつていることなどによる財政損失は結局本土にくらべて過大な

住民の租税負担を来している。

##### 第二節 渡航制限による損害

渡航制限が、進学、就職等人生の方向を変えさせ、あるいは取引上の損失等をもたらした。

##### 第三節 日本国の行為による損害

- 一 旧日本軍による住民に対する不法行為は少なからずあり、それによる損害も大きく、また沖縄住民はそれを忘れてはいない。
- 二 国家総動員法に基き接収された土地（飛行場用地等）についての補償が、極めて低額であるかあるいは全くなされてはいない例が多い。

##### 第四節 戦争被害

戦争被害は沖縄だけではないという声もあるが、本土では広島、長崎を含めて非戦闘員の死者は三十万弱であるのに対し、沖縄では約十五万人であり、これは当時の総人口の三分の一である。

第一節 住民の声

復帰に際して沖縄の人々は何を求めているか。われわれが嘉手納村を中心として行ったアンケートに対する回答の中から拾ってみよう。(以下原文のまま)

「沖縄は戦場になり多くの民間人や疎開児童が犠牲になつていたのでこれらの人も戦死した軍人同様なあつかいをしてもらいたい。二六年間本土からきりはなされその格差は大きく、この格差をすみやかにうめるべく教育面、経済面の措置をしてもらいたい」(八五才・無職)

「土地もアメリカに取られ農作物も作られないので生活も安定しないし、年老いて、仕事もないし、将来はどうなるかといつも不安に思い安心できません。ですから一日も早く心配のない生活が出来ますように沖縄の県民のことを考えて下さい」(八〇才・無職)

「復帰の時点で沖縄県民が経済的精神的困乱が生じないように考慮して欲しい、それに基地のない平和な社会そして自衛隊の配備は絶対に控えてほしい」(八〇才・無職)

「二六年たつた今でも損害保障が十分に行なわれていません。どうしてそんなに手おちがあるのでしょうか。祖国復帰する今、もう一度これらを明確に戦争のあとしまつをきれいにこなつてほしいと思います」(七七才・農業)

「戦争とはいえ、肉親を四名亡くしその上財産は一方的に接収その一部は破壊され沖縄県民としても又個人としても日本政府は損害の補償はもとより、その受けた精神的肉体的の打撃に対しても当然に補償すべきものであることを要求した」(七七才・農業)。さんが昭和二〇年四月一五日戦死、妻のさんは昭和二〇年八月収容中食糧をとり自宅に戻つたところを米兵に射殺され、母さんは昭和二一年九月二〇日栄養失調で死亡し、弟のさんは昭和二三年一月三日旧北谷村役場附近を通行中米軍トラックに轢殺されている。なお土地は戦時中飛行場敷地として七五〇坪を無償で接収され、現在も国有地として登録され、何の補償も受けていない。

「日本軍が強制収用された土地を早い機会に返還してもらいたい。戦争中又は戦後の財産又は人身傷害被害について補償してもらいたい」(七二才)

・無職)

「沖縄県民が日本の中流県になるまでは沖縄の対策は特別なる援助指導がなされねばならぬ。理由、明治以来、日本政府は沖縄県の振興に尽したことがないばかりか、しほりあげ、且つ今次大戦で甚大な損害を与え、戦後も援助していない」

(七〇才・書店主)

「沖縄県民をあゝの戦争に不具者までも兵隊につれ出しそして敗戦、日本政府は内地以上に沖縄のことを考えねばならない。そして二度と戦争をこの沖縄に起こさないように求める」(六八才・無職)

「われ達は戦後二六年間アメリカの支配の下に土地問題に悩まれ七二年復帰をひかえ日本政府に二度と戦争が起らないように心から御祈りする」(六八才・農業)。  
「さんは接收された土地についてどう述べている」(軍用地当時一九五二年から五三年頃米陸軍工兵隊の作業で穴と海になつた。合計一五八四坪が一九六一年の八月九日に穴と海になつて返された。一七八〇ドル三七セント貫つた。米軍の補償額が満足でないため約十年間も使用不能、現在海辺の穴地二

25

27

三三坪を自分で一一五五ドルの費用をかけて畑造成中」

「①去つた嘉手納飛行場の墜落事故以後、体の調子が悪く、その時以来ずっと今まで病院に通院している訳です、その賠償②戦争の為に長男を亡くす③戦争中「ぼうえい隊」に馬車、馬を持つていつてなくした。」(六六才・無職)

「沖縄県民が受けた被害を言葉で現わすことは心苦しい事です。今後このような被害を出さない為に日本政府は沖縄県民に対して心のこもつた処置を希望した」(六六才・畜産業)

「戦争中とはいへ凡ての財産を棄て幼い子供達を道連れにあちこちと避難し終戦後は凡ての財産を米軍に一方的に接收され何の補償も得られずその間の苦しみや財産の補償は当然日本政府によつて為さるべきものである」(六五才・農業)

「勿論、今までこうむつた損害は米軍であるが、勝手に米軍に駐留させたのは日本政府であり、米軍が損害賠償しなければ当然日本政府が賠償の義務があると

思う」(六四才・商業)

「墓の補償をもらっていない。日本軍の飛行場で金をもらっていない」(六〇才・農業)。  
「さんはアンケートの「取られた土地は今どうなっていますか」という設問について「変形していない。米軍が山羊・兎などをかっている」と答えている。大部分の人の土地が変形しているのに自分の土地(八五〇〇坪)はそのままの形で残っているが、軍隊が山羊や兎を飼っていることに不思議さを感じている(注、米軍は山羊や兎を毒ガス洩れの検知に使っている。毒ガス撤去作業中も毒ガス運搬車の後部には金網の中に兎を入れて積んでいる。

「第二次世界大戦は沖縄県民の意思によって起つたものではない。凡て日本の軍閥によって天皇の名の許に聖戦として行われた。戦時中沖縄県民は米軍に凡てを焼かれ破壊されその上幾万の尊い生命を失いながら日本国民として日本軍に協力するため筆舌に尽し難い困難と忍従を強いられ、戦後は米軍によつて一方的にその財産を接収または破壊されてきた。

「沖縄県民としては来年の本土復帰に際し日米両政府連名の上に全世界に対して

二度と沖縄を戦場としないという声明を発表して貰うよう声を大にして要求したい。次に日本政府に対しては戦前戦後を通じて沖縄県民の犠牲によつて本土が安泰だつたことを充分に斟酌してその犠牲に出来る為にも沖縄県民が今後豊かな平和の生活を営めるよう沖縄県民からの要求を一〇〇%満たして貰いたい」(五七才・会社役員)

「祖国日本に沖縄県民が復帰する気持ちと平行して一億日本国民の皆様が二十数年間の沖縄県民の心理状態に即応して戴きたい。斯くする事に依り、格差は是正されると思います」(五七才・商業)

「日本政府は沖縄をぶじよくして行く様に現在まで何でも犠牲にさせるつもりか、又は戦争など二度とさせない様におねがい致します。二度と子やまごに自分かしたくろ(苦勞)はさせたくない」(五五才・無職)

「旧日本軍に強制接収された土地の所有権を旧地主に還元すること、軍用地料の値上げ、爆音の減少、諸物価の値下げ、損害補償」(五五才・会社員)

「本土政府は知らんぷりをしないで、もつと積極的に我々被害者の保護に当つてもらいたい。米軍は一方的で我々の補償も納得の行く補償をしないので本土政府は我々被害者の救済措置や適正補償を責任をもつて講ずる様要求する。来年度復帰までに我々被害者個々の損害を米軍に代つて補償する事を要求する」( )

・五三才・浴場主)

「いろいろなラジオや新聞などで米軍の事故や人種差別などごちゃごちゃやつてゐるが、それらを金で解決しようとする政府のやり方がまちがつてゐると思ふ。金さえ払えばなんでもすむというそもその考えをすてて、いつさいの米軍基地をこの沖縄からなくすよう私は政府にのぞむ」( )

「日本政府に対して私は沖縄人に対する日本政府の無情なことが残念でならない。日本政府は沖縄住民のこれまでの苦しみに対して十分なる完全な補償をすることを望みます」( )

「一、政治的面で米国人と沖縄県民の平等視。二、軍隊も必要としない平和で静かな沖縄保持。三、生活に不安をもたらない政治姿勢等」( )

#### 失対作業)

「祖母と小父二名と妹の四人の遺骨も二諸にアメリカ軍の為に一九五〇年頃戦車で墓は引かれて後形もありません。今まで一セントの損害弁償もありません。今では父も亡くなり兄等もなく墓をつくる事が出来ず高さ一メートル五〇センチと横一メートル位の水タンクに遺骨を、おさめてありますが、墓をつくる費用は一〇〇〇から一五〇〇ドルもかかるので私ではこんな大金かかるので墓をつくる事は出来ません。日本政府によりしく願います。」( )

・五〇才  
・無職)

「戦争によつて、全村的に文化財がうしなわれた。部落の中心であつた拝所もなくなり、子供たちの遊び場もない。緑がなくなり、部落を流れていた野国川もきえてしまった。沖縄では自然がうしなわれ、見わたすところ人工物にとりかこまれている。人びとの精神は索漠となり、青少年の情操教育に大きなマイナスとなつてゐる。」( )

・教員)

「日本の戦後の目覚ましい発展は、沖縄の犠牲の上に築かれたものである。二

六年間におたる沖縄県民の屈辱、苦悩は、何をもつてしてもあがないえないものがある。今頃になつて沖縄県民を甘やかすな等という大臣の発言を聞くと腹がにえくりかえる思いである。一体日本政府は何時、何を甘やかしたというのだ。他県並にたちなおるまで特別措置をしてもらうことは当然だと思ひます。」( )  
● 四九才・教師)

「戦後二六年間沖縄県民の受けた被害は余りにも悲惨であり、紙上に書き出すにもそれ以上の苦しみは沖縄県民にしか理解できないものがある。沖縄県民は現在でさえ戦後の苦しみを背おいつつ生活しているのが現状です。サンフランシスコ条約で日本政府の為に沖縄県民が犠牲にされ自由のない沖縄をして沖縄県民になつてしまつた。日本政府は犠牲にした沖縄県民の為に出来るだけの事をしてもらつて二六年間の沖縄県民の受けた悲惨にむくいてほしいと思ひます。」( )  
● 四六才・建設業)

「毒ガス、核兵器、米軍基地をなくすこと。沖縄の完全自治を認めること。自衛隊ば置かない。」( )  
● 三七才・教員)

「アメリカが沖縄に与えた損害に対しては国として賠償の交渉を責任をもつてもらいたい。また二七年間日本政府が沖縄をアメリカにあずけたために起つた遅れや苦痛に対してそれを是正・慰謝するため、それ相当の措置を沖縄県民のために講じてもらいた。」( )  
● 三六才・教員)

「日本は沖縄を犠牲にし世界の太国になつた。この二十年余の生活の差別を復帰は税制面で特に考慮し県民の生活を安定させてほしい。」( )  
● 三三才・銀行員)

「私はむづかしいことは知りませんが、もし求めるとするならば被害地の立場をふまえて考えてほしいと思ひます。ただ視察だけでなしに其の周辺で生活する住民と寝食を共にして観察してほしいと思ひます。其のための視察でしたら私の家も提供して、共に語り合いたい気持です。目で耳でハダで知つてほしいのです。」( )  
● 三一才・農業)

「戦前、野星原(四八〇坪)大豆其の他の作物を作り取入れをしない間に戦車を入れて旧日本軍の飛行場にしました。土地代金も貰つていません。一日も早く



損害賠償をして下さる」(三〇才・大工)

「我々二〇代の世代にはこのアンケートに答える体験が少ない。にもかかわらず多くの戦後沖繩の問題点の影響を受けている。もつと多くの事を語るべき沈黙した四十代・五十代が居られる。公平なる立場から沖繩県民の歴史的地理的重荷を理解し不可抗力に等しい多くの被害に対し心からの援助と今後の沖繩の進むべき方向への道標としての役目を望みたい」(二四才・会社員)

このような住民の生の声は復帰にあたって充分に尊重されなければならないのであるが、現実には住民の眼前に現われつつある「復帰」は必ずしも沖繩住民が期待を寄せてきた「復帰」とは一致していない観がある。そこでわれわれはもう一度「復帰とは何か」ということを考えてみたいと思う。

### 第二節 「復帰」とは何か

一 「祖国復帰」は沖繩住民にとつて長い間の念願であつた。しかし、それが目前に迫つたいま、人びとの心の中には大なり小なり不安と不満とが兆している。一部には復帰延期論さえ出ている。「たしかに自分たちは復帰を望んだ。しか

し何かがおかしい。これでよいのだろうか。」これが偽らざる住民の声である。そのような声が出るのは沖繩住民が求めてきた「復帰」と現に作業が進められている「復帰」との間にくいちがいがあるからである。

沖繩と本土との間には眞々当事者と傍観者との間にあるような微妙な現実認識のくいちがいが見られるが、思考過程の初めにおけるその僅かな差異が時として結論の段階で大きな開きとなつて現われることがある。序章で引用した朝日新聞の調査にみられるように自衛隊の沖繩配備についての最多反対理由が沖繩では「戦争に巻き込まれる」という切実なものであるのに対し、本土でのそれが「自衛隊に反対」というどちらかといえば観念的なものであるという現実認識の差が、結論としての自衛隊配備賛否について沖繩では反対五六%、賛成二二%、本土では賛成五四%、反対二五%という逆の割合になつていふことなどもその好例であるが、「復帰」というものの捉え方にも両者の間には差異がみられるのである。

二 本土では「復帰」と「施政権返還」とを同一視し「失われた領土の回復」と

する見かたが相当広く行なわれている。「法的には施政権の返還であり実質的には戦争で失った領土を平和的話し合いで返して貰うことであり領土問題である」との愛知外相答弁（七一年五月七日衆議院外務委員会）はこのような「失地回復論」の率直な表明であり、「戦争で失った領土を話し合いで返してもらうことは、歴史上かつてなかつたことである」という佐藤首相発言も同じ発想に根ざすものであつて、それが政府の復帰対策における画一的本土化にもつながつてゐる。

しかし沖縄住民が多年求めてきた「復帰」とは単にそのような「国」の立場からみた「失地回復」ではなく、いわば「国民」の立場からみた「人権回復」であつた。沖縄における祖国復帰運動は異民族による軍事目的優先の支配から生ずる人権侵害への抵抗からスタートしている。「異民族支配」から脱することとはその第一歩ではあつてもそれが目的なのではない。「施政権返還」は「復帰」の重要要素ではあつてもその全てではないのである。

敗戦後、破壊され尽した焼土の中で米軍支配下の奴隷のような生活を強いら

れてきた沖縄住民にとつて遂かに伝えられる日本の新しい憲法は大きな光明であつた。「基本的人権の保障」と絶え間のない個別的あるいは制度的人権侵害、「国民主権の原則」と米国による植民地的支配、「戦争放棄の平和宣言」と戦争のにおいが充満する基地、日本国憲法の理念と沖縄の現実とはあまりにも遠く離れてはいるがそれは正に救いへの途でありそれだけに「新憲法下の日本」が「祖国」として沖縄の人々の心をひきつけたのである。

「復帰」はまぎれもなく日本国憲法の現実的適用をもたらすが、沖縄住民にとつてそれは単なる日本国統治権下への組入れではなく、日本国憲法の精神の身近な具現を意味する。それはいわば「在るべき姿としての日本国憲法」のもとへの復帰であり、そのような憲法のもとに「祖国」はあるのである。

三 われわれは六七年報告書の「むすび」において「終局的解決は沖縄の全面的祖国復帰を実現する以外にはありえない」と述べ、六九年報告書の「むすび」においては「いまもたらされようとしている復帰とわれわれが期待した復帰とあまりにも遠く隔てるおそれがある」とも述べた。われわれもまた「復帰」とは単

なる施政権返還でも失地回復でもなく、「平和憲法下における人権回復」でなければならぬと思うものである。

### 第三節 むすび

一 沖縄における多数多様の人権侵害がもたらす被害が質量ともに本土におけるそれとは比較を絶するものであることは過去二回の報告書およびこの報告書で明らかにしたとおりであるし、それについての対米賠償請求はその大部分が権利としての充分な法的根拠を持つものであつた。それにもかかわらず日本政府はこれら対米請求権をあえて放棄したのであるが、サンフランシスコ平和条約締結当時の日本や、イタリア平和条約その他の諸平和条約締結当時の各敗戦国がおかれていた環境と現在日本がおかれていた環境とは雲泥の差があり、もとより今回の沖縄返還協定に賠償的観念の入る余地もない。そのような関係の中で日本は資産買取その他の対価として三億二千万ドルの支払を約して——因みに一九七〇年三月三日米国下院歳出委員会における米国政府の報告によれば、沖縄の米国資産の帳簿価格は一億三千四百万ドルである——対米財政協力をし

ているのであり、さらに加えての請求権放棄である。米国および米国民に対してそれほどの配慮をするのならば日本国民たる沖縄住民に対しての特段の考慮は当然払うべきであろう。いま沖縄復帰に伴う国内法として七法案が国会で審議されようとしているが、沖縄住民の請求権に関するものは、わずかに講和前人身損害補償もれ分（「沖縄の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等に関する法律案」第三条）のみであり、それとても従来米国が行なつてきた見舞金方式を踏襲するものでしかない。すでに述べたとおり沖縄住民が対米請求権放棄による賠償を日本国に求めることは法的に根拠があるのであり、しかも現在の日本国の経済力からみればそれは易々たるものである。国は「見舞金方式」というような行政的措置で問題を糊塗することなく、賠償請求権を権利として受けとめ司法的救済の制度的保障を伴つた施策をとるべきである（註）

（註） このことは前章にあげた琉球政府等の財政損失や日本国軍隊等による損害など司法的救済になじみ難いものについての行政的救済を否定する意味ではなく。

二 そのためには、これら損害の賠償に関する特別法を制定すべきである。もちろんそれは特別立法がなされなければ権利性が生じないという趣旨ではないが、立法によつて事理を明確にすることが、円滑迅速に賠償の实效をあげるため極めて有益であろうと思ふからである。本土においては、問題はあるにしても、次の諸法令によつて一応の効果をあげている。

「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」(地位協定) 第一八条

「地位協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法」第一条

「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律」

「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律」

「特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法」

「防衛施設周辺の整備等に関する法律」

「合衆国軍隊等の行為等による被害者等に対する賠償金の支払等に関する総理府令」

「地位協定の実施に伴う民事特別法」

本土において一応の救済がえられた事案と同種のケースが同じ時期に沖縄で生じても発生地が沖縄であるがゆゑに救済を受けられないということの不公平さは誰の眼にも明らかであろう。沖縄が本土から分断されたのは沖縄の責任ではない。「復帰」が「日本国憲法のもとへの復帰」である以上、この例にもみられるような不公平を放置することは許されたいと思ふ。

繁栄のかけに埋もれている犠牲をこのまま見過してはならないのである。